共古日錄 十

特別
15
1413
12

特
門 15
號 1413
卷 12

早稲田大學圖書館
昭和25.10.24
購入

立教大学図書之印

英古日録 拾

雄事に勝敗を争ふことは面白うのぬることなれども甚備と
なるべきものなり勝負ばかりを主として宿念とな
ることは人命をも抛つ程のものの如きなれども其のものを進歩
させるものなるべし天徳殿中の歌合は忠見の恋
すてふの歌と前坐の思ひそめしの歌とを優劣の別者
臣為家寛頼も優劣を決する能はず但講の別者
天皇憂前坐の歌を勝と定めしに乃ちに
かば忠見共に詩しと憂ひ死せりと伝へる前坐の歌を優とせし
やの如歌人の迷うと為やはり生死を分つる熱心
佛家菩薩の一字を者於しと思ひしに英英と書きこれをサ、サ、
テンと読む者多和倭語の北方遼の僧行均が

サ、サ、点

撰せし龍龕手鑑に廾 菩薩二字 又 卄 菩提二字と
これよりてしを書けり片假名のサ、サ、ナニの如く覺へす
く菩字をあらはせしところ
和名抄野山と甲斐国と同名の所又あり野田柳町大寺
綿屋町錦町漁町三丁町等ありと書写町野田
地名にて柳町の名称町なく

郡山と甲府に同名の町あること

駿河國之部書目

駿河國風土記　群書類従所載　板本残缺
静岡縣史　静岡縣廳編纂　未完　写本　三十九冊
駿河野村志　静岡縣廳編纂　未完　写本　三十八冊
駿河志　著者未詳　写本　三冊
駿河草　志貴昌澄撰　寛延二年成　写本　二冊

駿河記　花井尚義撰　写本　三十巻
駿河國志　榊原長俊撰　天明三年成　写本　四冊
同補遺　榊村惟明撰　寛政九年成　写本　六冊
駿河國村分　著者未詳　写本　一冊
駿河國巡村記　山梨稲川撰　写本　二十二冊
駿河國駿府村名寄帳　中川忠英撰　文化元年成　写本　一冊
駿河國雑志　阿部正信撰　天保十三年成　写本　七十冊
駿河國新風土記　新庄道雄撰　天保中成　写本　二十四冊
駿河志料　新宮高平撰　写本　八十一冊
駿河名勝志　川合長行撰　天明三年　板本　三冊
駿河名所記　撰者未詳　写本　一冊
駿河名所記別本一名駿河記道程　写本　一冊

駿河名所記　撰者未詳　写本　一冊
駿河名細記　撰者未詳　宝暦八年成　写本　一冊
駿河巡　松平定常撰　寛政中成　写本　一冊
駿河巡別本　撰者未詳　写本　一冊
駿河土産　大道寺友山撰　写本　三冊
駿河国名図造考　新庄道雄撰　文化九年成　写本　一冊
駿河図名考　撰者未詳　写本　一冊
駿河雑集　撰者未詳　写本　一冊
駿河覚書　撰者未詳　元禄中成　写本　一冊
駿城番衆覚書　撰者未詳　宝暦九年成　写本　一冊
駿河近所巡見記　撰者未詳　宝永二年成　写本　一冊
駿河宝物記　撰者未詳　写本　二冊
駿河志略　明倉天則撰　文政二年刊　板本　一冊

駿河名所一覧　写本　一冊
駿府内寺社宝物　撰者未詳　寛政八年写　写本　一冊
駿河清遺集　中田宗清撰　寛保元年成　写本　一冊
清水記　板本　一冊
今川記　一冊
今川系図
島田駅志　畫塩維則撰　写本　一冊
沼津小誌　植松某撰　写本　一冊
東海道名所図絵　板本　六冊
駿河草
海道記　宗長撰
久能記
富士峯録　播磨蒲田玄同撰　寛永元年成　板本　二冊
富士山嶽図記　村田兌益撰　寛保二年成　板本　三冊　一冊

富士細見記　著者未詳　写本　二冊
冬乃富士記
駿州盡の樹志　羽倉美則撰　写本　一冊
富士人穴物語
富士山成年中行事
龍爪山由来記　著者未詳　写本　一冊
駿河遊記
富士紀行　飛鳥井雅世撰　群書類従所載　一冊
覧富士記　堯孝撰　永享四年成　同上　一冊
富士御覧記　著者未詳　一冊
富士歴覧記　飛鳥井雅康撰　明応八年成　同上　一冊
絡巴富士見記　永禄十年成　同上　二冊
登富士記　中谷顧山撰　享保十八年成　写本　一冊
富士日記　加茂季鷹撰　寛政二年成　写本　一冊

枝蕊日記　内山真龍撰　写本　一冊
遠江風土記傳　山本忠英編纂　写本　十二冊
掛川誌　斎藤廣編纂　写本　十冊
遠江國地誌小成　板本　一冊

以上三十三部の書目は明治二十九年静岡縣教育新聞社
に於て明治の新撰駿河國誌を編輯せし時引用せし書籍の
主なるものにして駿河國誌は全部拾巻にて其板本は一巻の外
他は悉く写本にして借して写せしものなり
右書目中にて風土記傳は活板にて板行になり且又駿國?
志は活板にて板行となり居れり
駿城及の絵図をも写し居れども
駿河志?料の編輯の參考に供せし書は享保十八
參府年の植松蓮玉の日記を写して写し置く
写本あり書目の外に付き?此書を題せ
前の文書に出し鎖入其他の書籍の

あふれの封廻状

給与のことは委細なりあり
徳川幕府の時代の両役等は両河内と申て遠
路旅行の際に事を見所持し二冊表紙
方にありて之れを携帯して役人等をしある
封廻状と記ありこれは役人の者を差出るとが
これに其者の刑を行ふ事を記る両役両押印
甲の行なりとこれが評定所よりありしとなり

電話番號の名称

電話番號の呼方に就て迷信者は縁起が悪いとて嫌
ふは四方をあるを知しか東京の吉原町電話が
四は電料上の番號は四十四を割当られたる本郷警察署
大に忌みて警察署より番號を変更せしといふ
又四九八九は四苦八苦と通じ四九七四は善く死ぬとて嫌はれ

駿河等の名称考

七五三の祝は古くより行はれ或人あらかじめ小笠原の家礼を見るとて
云ふ者ありしかども
駿河諸國の國語に駿河等名の字は其説種々あれ
ども梁塵愚案抄が如き見えければ如し其説に甲斐等の國
は相模國に隷き古國の成れる形象は天地のなしの
なる御書足柄の山にて奥山北今の東京
大河をの大湖を土地に廣
き國となるきに因りて駿河と云
ありしと云説を同説を始り駿河と元は一郷
の名にて其初は駿河郷の郷名なりしが國名となり
しこ其名称の起りは須に縁ある也川に添ひたる也と
ありしなれど之を求むるに富士川に至る神以の

遠江國に鑄錢ありしと見ゆる神名

同地なる一の豪農の家に海浜(?)凡力とよりて須々
なりし地の湊の[illegible]に此処とせしなり今の須津・小須
津田、鈴川郡須津川(?)笠の地名及うちよする[illegible]
等なる多くなれば[illegible]須々[illegible]力により
[illegible]川が[illegible]なる名称の起りとふ[illegible]
なるなり

伴信友の神名帳考證に[illegible]蔡原郡式外鑄錢神社に伊古奈神
社 三代實録貞觀十五年九月遠江國正六位上伊古奈神鑄錢司正
六位上 里。[illegible]作里 小神社并並從五位下、
鑄錢司ノ下ニ神社(?)[illegible]鑄錢[illegible]但本[illegible]ヲもて信友云ふ貞觀十五年
九月[illegible]鑄錢司ニ祭リタル神[illegible]十五
十五年從五位下ヲ授ケ[illegible]
ありしならむ[illegible]遠江國に鑄錢ありし[illegible]鑄錢司神社とも[illegible]
[illegible]

鑄錢司の地又周防國吉敷郡鑄錢司村あり[illegible]古今
報告(?)[illegible]中以延喜式(?)探検の報告あり無地和同錢を
鑄たる地なり
長門國豊浦郡修禅寺又周勝寺に作る今長慶(?)宗ありて萬
院と云ふ無地太宰府の主船司の遺蹟とす吉田東伍日主船司
にありしと鑄錢司[illegible]弘仁九年三月改長門國鑄
錢司[illegible]なりと云ふ
筑前國粕屋郡糸島郡周船寺村あり主船司の遺蹟と云ふ
あれど何れか[illegible]を定めす[illegible]崇禅寺其地鑄錢司の遺
迹なり地には鑄錢の[illegible]等によりて古代の鑄錢地を發見
[illegible]和同錢を鑄造せしところは山城大和河内
近江長門武蔵周防等の五六にあるが[illegible]錢鑄造地

矢奈比賣天神考

和同銭の鋳造場に擬せらるゝもあるがこれ及び満足に
は請の発見されたるも只その鋳銭司ある神社
ニまして未だ一にも銭を鋳し請の発見されたるが言ふ
なるをきかざればもなり研究したきものなり

遠江見付町の矢奈比賣天神は延喜式に磐田郡の神社
なるが祭神は昔は若命ならん淡海公大八野郷
家比賣二日一千尋
坐三之遍時雅天下大神大宗将命将聖縮為石若
給是別二八野
なり(續後紀)に承和七年三月壬戌朔庚辰奉授遠江国磐田郡无位
矢奈比賣天神従五位下(三實)貞観二年正月廿七日従五位
上矢奈比賣神正五位上を信友の神名帳考証に見ゆ

昔古梅矢奈比賣神が須佐能袁命の向に合せ祀神と
然也へ祭りし理由なるんがあるび今中泉八幡の宮には社あり
神の昔の神事のありし神社なるがこれが祇園
神社にて鎌田の昔年の定めにて祇園なることをいふ後の
らが交神の社を而して祭り神の社を磐田の原へ祭しは縁あることに
てありしなり八野田女命の神其の上にて原に参る縁あり
其をばありし中泉八幡宮の地は国分寺の請にてありしが
祇園社は国分寺に誌なりし寺の地にてありしかば寺跡なり
地年の神社となりしは八社なりし後ち国分寺寺跡へしりて
神年の神事にありし神を祭りなりしは八幡宮に移し信仰
物人の為め忘れられ社地の四へ押退けられしかも嫌なりし
はありしなり

遠江盤田郡見付所矢奈比宮社の所の東のほうに三丁
北の林中にあり[illegible]と称す[illegible]数所東
元天神と云ふ此あり此盤田郡の[illegible]

此樒小延暦寺一乗止観院相輪樣と云ふ又は華厳会賓幢院と云ふ
光仁天皇宝亀九年建立と伝ふ是て仏法の丈五尺二寸丈五尺の輪の下に
華厳経大日経等の密教を安置す
為悦興道起塔樒樣
亦塔亦幢延寿安
身惟経惟咒護国尊
下野日光山の相輪樣
敵の[illegible]らいて造るものの
[illegible]心経等を[illegible]同一のものかと思ふ

小笠原の高碑

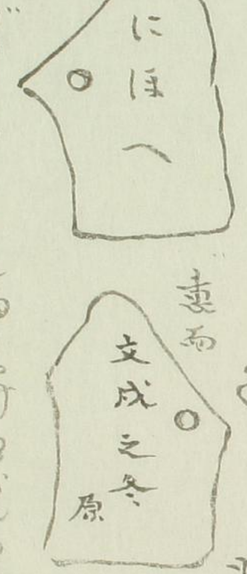

小笠原氏が祭祀して墓石に[illegible]
[illegible]の角柱碑の近
[illegible]石の高の[illegible]持ちと
[illegible]人工を以て穿ちたる
[illegible]
[illegible]銘碑
[illegible]

理由解しがたし[illegible]碑
藤原幹の好古日録に河内
天然石に[illegible]を穿つ[illegible]
[illegible]の二[illegible]
[illegible]碑小笠原

高野山禁制
条目

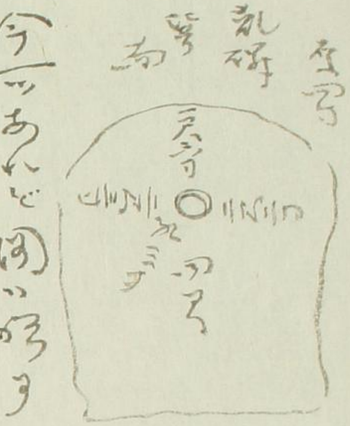

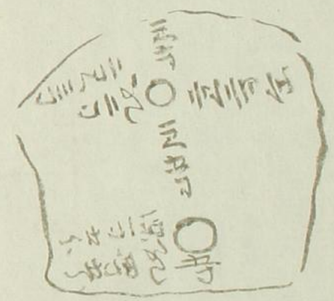

今ハあんど国ハ申す

高野山禁制

一禁女人　大門前創のわく結界の内ハ女人禁制ハ
大門ハ女ハ勿論の事なり際ハ五町紀三ノ境外ハ
一禁管絃　文永八年の置文に管絃ハ祖師記文ハ
第山禁断等ハ弘法制ハ
是ハ別所修行ハ之禁障ハ
興惠子永西禁留之ハ

一禁鉦鼓　鉦鼓を打つて仏を合ます事ハ建長の頃より
行ます時歌の事ハ鎌倉の時
高野山ハ修行ハ
一禁植物　利竹木　利竹木ハ
一禁朝弓流鏑　文永の比定則ハ
一禁博戯囲碁双六等　等の殺生ハ
一禁富諸勇敢　但物ハ創外ハ
大門講所の律ハ
一禁入牛　一旦禁ハ解ハ
一禁三服之熊子及竹筆

真敬事ハ詳

一禁鉦鼓　鉦鼓を打つて仏を合ます事ハ建長の頃より
行ます時歌の事ハ鎌倉の時
高野山ハ修行ハ
一禁植物　利竹木　利竹木ハ桃源等其
一禁朝弓流鏑　文永の比定則ハ
一禁博戯囲碁双六等　等の殺生ハ
一禁富諸勇敢　但物ハ創外ハ
大門講所の律ハ
一禁入牛　一旦禁ハ解ハ
一禁三服之熊子及竹筆

真敬事ハ詳

右の再四町に係し高業を営へ構しなしが中古以來弟子紫まで若
竹ころもあれど町々に本第を立ちて尋ねた名なりば
なりとぞ
二の鳥居より一町石を立れ一丈町卒都婆とし石柱二百十基
あり一里石とし卒都婆立ちたり一丈許あり工部五輪形なる
其の度に形の種を此町數に里程を記し靈名號
重ねて彫り一丈大竹の形を石材に改め彫り長年間
遍照院覺數これを石材に改造せんと勸し檀施を以て二里の間に募り
碑面刻に梵文を記し小川僧正信範謹書し世尊寺經朝卿の筆
文永二年より起工し三年を經て建治三年に至て功を竣へたり
あり貫檀上に
基の悲に彫るは金剛界
卅七尊を表し

慈尊院に至る百八十基は胎蔵界百八十尊を標す

貞銘（二三ッ外ス他略ス）
三十六町　大工天臣王　文永四年丁卯　三月廿一日
四里　□□　藤原長宗　弘安元年十月
百五十七町為往生蓮臺　生父女生則
為父母三親（父母二親の文字あるもの）為往生佛　海神安則　寂賞父女
安永年間に興復せり　井筒某あり其他は文永年間の儘なり
廿町　左衛門尉源家康（これは文永年間のなり）
為の為町　為二親□□（とあり）
（本堂の文字あるもの）
二の鳥居に郭公の落し文といふものあり
二の鳥居より井村の中に　栗の葉などの青葉
巻たるものを此の所よりひろひたる卯の花のあたり
そりてまちて郭公の落し文と云ふものなり
これはかてひろひみせけるに木の葉を巻たるものあり
けれどもめでたく栗の葉にて来るのをしといふ
おそし郭公の鳴くをきこえてはとにかくこのはづかしき
宗　示　堂　うくひすの聲をやききつらむ

二尊院下乗標石

ありしかの如く文字は見えて
いにしへ思ふ庭文字だにも隔てゝ見ゆる苔むし文字
苔むし文字拾はんにも苔むし[illegible]
はからずも墨にあらん[illegible]
苔むし文字かけ[illegible]てゝ見ゆ[illegible]雲の上迄[illegible]
佐藤古銅
井村[illegible]

二尊院村の北捺傍にあり 下乗標石

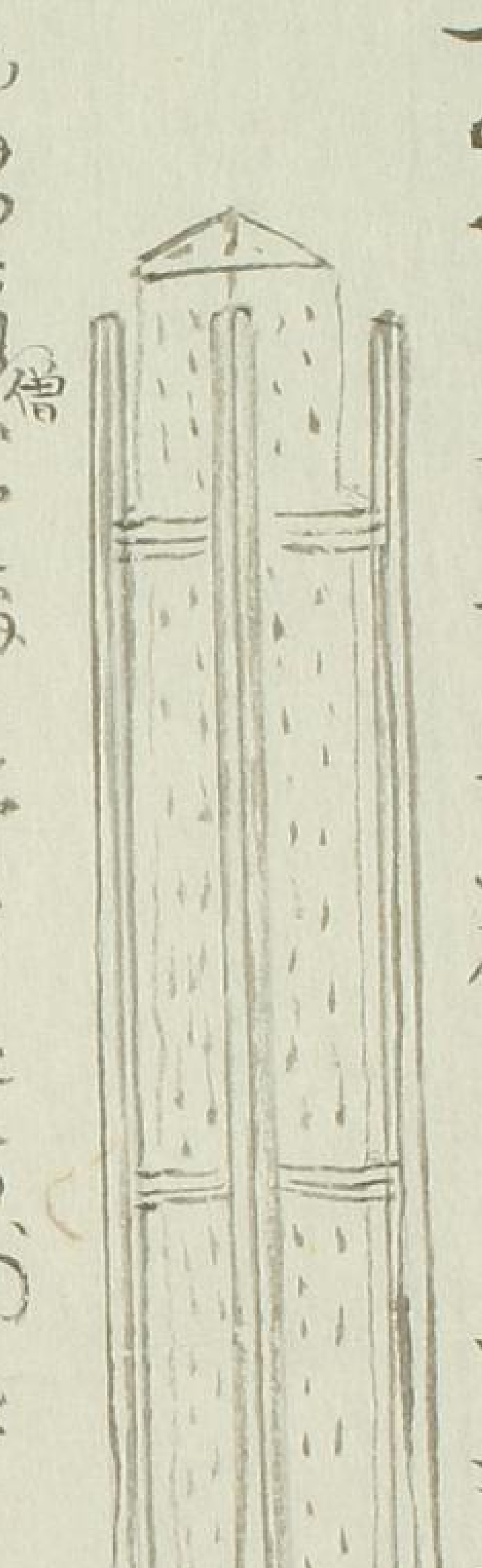

法勢院僧正定海と称す 長者補任に依るに保延二年の建立と云ふ

古鐘は存せず今のは天文十八年八月十五日鋳造 鐘楼は本堂の西北にあり

二尊院の鐘の年号

二尊院宝物 弘法大師筆為田碑銘の原稿

二尊院 釈迦堂の重宝なるもの 大師筆の為田碑銘あり 竪九寸 横三丈七尺五寸 一軸となり 称して国宝なり

明恵上人の墓

明恵上人の墓 栂尾の高山寺にあり 栂尾の大聖当時有田郡に生る 寛喜二年 高弁上人の招きにより[illegible] 高信坊を阿留院と称す

近江石倉翠葉著二尊院息所聞合より指南す(一)[illegible]
前此一所石の道は田の路跡を跡見の路田ハ今は[illegible]
とおりし田へ至らぬ事[illegible]

洛陽十二社霊験記

洛陽十二社霊験記と云ふ本は[illegible]信濃しれ
洛陽機屋重修とありて年号は無き書肆は河書堂坂尾
仁兵衛の出版にて小形一冊この十二社は一方は洛陽十二社[illegible]
社寺に当りと二方に及ぶもの[illegible]の御信書なる洛陽十二社

[illegible]

(一) 神泉苑能舞台 [illegible]

(二) 北野大將軍 [illegible]

(三) 千本通 [illegible]

[illegible]

(四) 大雲寺 [illegible]

[illegible]

(五) 上賀茂 [illegible]

[illegible]

……参らしめ給ふて先まづ……片岡社 在ニ逆ふにより片岡の
右にあるなるべし 井[illegible]杉の片岡の森は[illegible]賀茂の片岡の社北社
まで[illegible]千載集に[illegible]かくなん[illegible]
[illegible]岡の森を[illegible]出羽[illegible]杉のたいけの[illegible]
[illegible]片岡二の雪の[illegible] 後成家の
(六)美蓑[illegible]也 [illegible]藏 ニて[illegible]村の人[illegible] 五儀石佛
[illegible]二所[illegible] 村[illegible] 鳥羽 帝[illegible]男女[illegible]
[illegible]巡[illegible]仁寿二年二月[illegible]
[illegible]仁和[illegible]神[illegible]鴨[illegible]雲[illegible]大[illegible]寺[illegible]
南山の[illegible]今の三也 建立[illegible]
[illegible]霊[illegible]大[illegible]石也 建立[illegible]
(七)下賀茂 河合社 小社 宅神社 川合 明神 神名帳 日鴨川合坐
小社 宅神社 [illegible]蓼[illegible]河合社は[illegible]
[illegible]賀茂の[illegible]宮[illegible]神[illegible]
河合社は 玉依姫也 片岡[illegible] 年中行事[illegible]河合神は

是[illegible]神[illegible]別雷[illegible]神の第[illegible]
[illegible]此也[illegible]川合則ちかあいの[illegible]
[illegible]一所[illegible]社[illegible]河合の[illegible]
[illegible]神[illegible]社[illegible]かあい
[illegible]文[illegible]神中[illegible]片岡社也 太[illegible]
[illegible]中賀茂[illegible]賀茂三所[illegible]
[illegible]あり
(八)同所 楼門[illegible]左ニ東向[illegible]比良木明神[illegible]
鷺鳥尊也[illegible]社[illegible]下鴨摂社[illegible]比良木社[illegible]
古[illegible]神社[illegible]下鴨乃社[illegible]前在也の人の[illegible]
[illegible]楼の[illegible]後[illegible]今の[illegible]
[illegible]祭[illegible]
[illegible]葉[illegible]
怨社[illegible]賀茂[illegible]
(九)祇園[illegible]堂[illegible]本社の西にあり[illegible]
[illegible]古[illegible]観慶寺と[illegible]祇園[illegible]
[illegible]薬師堂[illegible]

茨田郡秘佛と云ふ社僧の言ふ事多くは出世を物語る事を普通の田舎の
像であるとぞ言ふ
(十)同社内摂社　美都前　本社の東方にあり　美御前　三座　神祇拾遺に
同美御前は三女也と云ふ　田心姫　湍津姫　市杵島姫
古寺云ふ　三女神　田心姫神　市杵島姫神　多岐津姫神
云ふ社家の書には　豊玉姫　玉依姫　生身の三女神なり
第二殿は御前第三小五郎と云ふ是は門内の者なりと名付
神の部なり
(十一)清水大日堂　三年坂の上にあり　大日堂　大日如来坐像七尺許　弘法大師作
真福寺と云ふ寺にて初は西小路中門の前にあって蔵寺と号せしが今の
不動寺と号す　寺号昭和の大日如来あり　古車宿馬止つめ
(十二)東寺　八嶋社　南門の内に東寺の八嶋明神　祇園の八嶋の社は
薗寺の鎮守神なり　東寺の八嶋社は大己貴神なり　八嶋社と云ふ
…
中の要点を記す

明治三十年の頃早田町の県庁前　野青木の源兵衛と云ふ者あり　同県の
人河西粂吉信州松本の者を聞きて同地の方言及
民謡を記したり
又同県方言葉を記して方言を記したり　解せぬ
ところもあれどそのままに記しおく
盆歌　(大人の子をおもちゃにして踊る)
〔そろたそろたよ　踊り子がそろった　ヤントセ　ヨイトセ　稲の出穂よりや　コリヤ　まだそろた
〔今の若衆は　だてこく　晩にや　庭はいて　こく　コリヤ　飯ちょうだい
〔盆がきたら　盆中こそや　お前さん　死んだ仏も　コリヤ　盆まやる
〔おどりよろこひて　可愛い娘よ　女房遊びや　コリヤ　盆ばかり
〔一おどりこそ　ゆんでこい　池へおちて　あみ笠　よごすか　足袋ゥ　よごす
三又ての　ざ色かはます　三又て　ぬぐ　コウ
〔七夕様や　七夕様は　無理なことおっしゃる　柳に駒をつなげと
おっしゃる柳に駒がつながる　その、かつながげばつながげ　えんりよなく　コウ

あいつのつら　致ぐらいつ　て　抵る　釘や　抓れつた　釘やら
ばら　時は　抵　やら　コウ
○先の童謡は　女の　数人　或は　もの　子　人　互に　面白　互の　肩を　抵り　足を
そそら　歩　ふて　言ふ　ふて　言ふ　ふて　言ふ
馬鹿　所や　いや　馬鹿　所や　いや　人形の　首が　二つに　割れて　中から
おばけ　でこらよ　ちばけ　コウ
亀　とても　分　あすば　ぬ　あてる　嫁の　ちまれ　栗　ちまれた
栗　やぐらの　ちて　下から　見れば　牡丹　花　ぼたんの　花さ　咲いも
ちらが　ちさけの　ちて　ぎ　コウ
お亀の　亀の　十八日　おかんの　ぎ　コウ　まいろと　たら　帯が　切れる　たまる
がきれる　きる　てれも　ちよ　おかで　おかで
みかさを　腹に　子が　宿る　みかさを　腹に　あるならば　蓮の　葉
で　水に　受　まれ　ちらば　みちまで　ばるで　かけ　まる　み
そまで　ちで　コウ　ちら
向ふの　山を　通る　何んだ　あ　しれ　さ　三毛　女房　どの　ちる　ちぐ　の
浴衣　松の　下駄　はいて　歩　やる　ちぐ　ちぐ　面倉の　ちあ　ちぐ　コウ

向ふの山に光るは何んだ　星か　月か　夢の　月か　夢　でも　ない
かちうとの　ちざの　月が　光る　姉の　ちざが　ちんで　ちから　ちを　ちを　ちを　ちを　ちを
ちがむ　ちる　ちを　ちが　如　来　コウ
こちら　は　何　ん　と　海　ちら　ちら　ちら　ちら　千石　船　に　関　千　帝　と　ちて　ちから　ちみ
ひ　ち　ち　ち　コウ
こちらの　所　ち　ち　所　が　ち　て　ち　ち　ち　て　ち　て　ち　て

お下げ髪
天神様や　このみを上げて下さるちらがゐちらめんと浅黄い深
て丸とこにとこ物ばかりつけて　そ〳〵鯉の流のぞり
こちらの奴は通無奴で女をだとを鍋の底抱てヤー　取かや墨だらけ
こちらの奴さつけ白い奴でちひらつに月鼻かいだようだかひらつ月まる
きでまいつれどもに月鼻かいだ嫁だ玉に月はるこまでまつけれ
どかぼちやに月まるのつけ様ぞ
今とは墨のさるさ八丈やのあの事の上でハ神のハづを縫い習ふぬ習
いませて嫁入きせて行燈だらけ提灯だらけ数て見たら百七数て
見たら
あ茶屋だらけ提灯だらけ
とらの前にあるが見て何んだかもてんでつて見たら
今度は納に敬が食いそそら　こうやハ人形
じたれ墨のさるよ地獄の苔のふさ〳〵あくに　みなさんも墨
なぜくるん

こちらの奴はつけ白い奴で人さ見んがわを投ゲコ
京から下る紅屋の娘なしかに由きつけてあちらのいちやち
こちらむいちやちどうちやれおばちどおばちどう
ねゑ廓はいやゝ屋のあい狐ちて　ばあす
○二章文ちおのんのみとあ文ちあいちあいまみさ　ちねふとち習ふ
（カサンビヨーチ）とふう

あいせ　ちよこうせ　そらしさ　あつたあ　墨の牡丹餅や
お塩がのらくて　一面に食さんべ　拾ちやかてがれか来た
らざやつとくれ　七りんちやん　やんや　ちもん〳〵や　くみのちんの
そちれがたらぐく　おあさちらと　くみるん
○カサンビヨーチナー　哥
むことり山に雪が一羽で一羽さ　てくりると　翠とるほ　と翠
ちやさせ白い　あちでちつてくりよ　あやとちれて　数の茶屋に
やくいや　猫　白　牡丹　ハつ　煮や色せり　ちろ　十いちも

はごろもで つるを
○泳うた

ちこらこう筋さらかどん　手紙の庭の如ぶどん　夏ふ人に元ま
ちどん　元ふの庭は　こん二が二　ちんのちんぼ　ちつ、ぶそわ　さま　に
又べちらけるとら　結　とちさん　ちんで　猫のちんぼで　ちちちた
お駄ふ　堀　おふ　のすで　ちかちん
ちか　ちこ　ちこ
山べ　とめぐって見んが下ヨチ丈なのかどね　狂　元してこうや　と
のやとこう　ちかわ　今ぶら　ちこ　ヨこちぶけしたら
行だ　弁所　お面　ちらがわ　の　わ　ものの絵　と
ちい　ちのみが　ちん　高　やが　かいるも　ようちもんさ　ちた
ちもん　ちのめ　ちのめ女房　ちのめ　ものちもとに何がある　せんべちこう　や
ちつきこう　ちのみ　ちのみ　ちの　ちの　ちの　ちの　ちの　ちの　ちの
つめちみ　ちこうみ　ちとたらが　ちのあねきに　ぬちちのて
火ちちちちや　こちちちち　その姉ヨ　ちまちがちちちがとちと

行て　ちたごちめ　て　むこう　行て　ちちちこ　ち　ちちこ　ち　ちちこ　ち　

ずいぶん話し
嫌ないもの
直ぐ行くわ
直ぐ行くわ

ツカラヨ
マツイ
ヨ
ヨ

フリヤマー
オトツサマ
ソウダナー
鳥々ラキナイ
アヽシノダシノダ
ハヽクロ女ニチエ男
チゴサー
コシガコ
オツコチ
オチヤーツイテ
タマリ
ナガシ
イテ

（上田ゼニカラ）

ハバカ女ニキビ男
赤ン坊サン
赤ン坊
色男色女
アイソウ
塩
鹽由
魚

子ガガッポー家
マンコ
栄サー
デッサマ
バヽサー
小便マル
オヅイ顔
ミヅサイ
カヽサマ
センゲ
キサンジナ
オク
デコ
フーワ
来イ〳〵
ショツカマエル
クセ女ダナア

少ネ
ちんぶ
ちやん
ちちいさ
おぼつさん
スル
ろくい
ごつかうえ
ぶいり
ぶいり
ぶんいき
ようす
大そう
ちんぶ〳〵
おぶで
つかまる
ちさいさ女

ガッタ
男ガ尼
オ大ユサマ
ベンコウナ
セガ、セヲヌル
オカタシケ
オトバカス
マヽアヤク
イコ
ジヤウセキ
行クシテ
買ヒマショウ
ソツコ
知ラジ
云ハヌサケデ
ユエニ
フクメル
オコビリ

いたづら
いたづら娘
大ユさん
おこしやの
せたを焼せる
ありがとう
いやかす
いそぐ
大層
昨度
行くよ（ジヤさい住居）
おゆるさい
底
知らん
云ハぬから
エニ
なるよう
夕酒

イカナ
マクルアシマフ
ユウシヨ
オンガラ
軽クアルラ
ヨヨシクアリマス
サンダス
カミタチ
ヤショマレル
イヅナ
コシヨウ
イモジヤ
ハマル
ハマル
ハマツラクル
ケナルイ
ゴタクヲ云フナ

（熊尾に効するドウシテの
追ヒヤル
親類
芋がら
軽いら
一ちやうのみ
つきちす
雷ち
ぴらる
狐
庫がら
いつかけん
ある
ちる（住ヨ）
遊てくる
浦山しい
下らぬ
ぬ

ダズイ奴
ノウ
唐 豆
カマケル
ニガ方ヲ
大所ヲ
カスミ
トリマナ
ズユイ
リウシ
アンガ
ベコモチ
ネッコツ
胡椒トンボ
一服吸テ行カシノ
一段ジマシ
ネセル

ほら吹き
ねぶい
もちこ
言ふ

カカセギナサン
数詩ッ言

ひるてん
ちりちり
牧
漁師
口
手もち
根つこ
手毒とんぼ
ここのあで
一段ヤリ
ねかタ

デクッパウタイ
クキスギバッラアルノ
知ラヅカネ
イこつケル
ガシル
カシヘル
キョウナイ
ネブカ
シヨウ
カツブシヨ切リ込ム
クラシッケテヤレ
御屋敷サマ
来ラクラッセ
チョウヤヌサンラツ

からすぐつい
いぎすて
知て居ようか
ある
あるす
あるすぬ話す
ダベヌ失
ねぎ
泉
刷りらむ
ちぐれ
面倒さ
下さい
ヌ六合

シラ用ユ
チガサー
ラマヅエー
ズントソッチ
キンモノヤイセイナ物
アシコ
ガツズ
シラメ
シノバタ
チヤット
ツキ、、
ドヲイタ
ヲカシクテ
犬ノ糞ガ柵(エツタ)
ソヲ云ハッシヤル
ソヲセイ
カミサマ

カヒマヅエー
ヌ

もつと
きさの
あるこ

折
坊さん
面白い柄に
もつと
きさの
薄くの
あるこ

火
端
乳
火
ちょっと
つ
とせいたしまして
花モコケテイ
柵(エツタ)
ごだだ
そふ云て下され
先柄
この前柄

カンバル
カンデ行ノ
金
クムカラ
カイデ
カマメシヲスル
の天気デヨウアンズ
ヨウサマ
シッハサンデ
ホキホキシタ
テックト
ボバテヤン
カツサマ
ケモ
カカラコ
面倒ノ
アンマ
モドッカラクヤルト

マンコ
ちょっちょく
踊りとる
盛ちゃ
ちっぽうって
太って
ちゃんと
坊ちゃん
ちづさん
いれぞ
人形
ケ
面倒に

ジロウヤ
火ノマ
ウイキ スッコ
スサビ
カラダガダキダキデ
アツコッコイニアシナモノガブル
シトラ
通リスガカリニ
ノボリハチマキ
冒頭ノ
イシコ子
ジヤシケンポイヨ
向イモ
ヲメ、
ヤル

火鉢
めどつこ
お寒ム
ガラ
あつこに
ひとり
ぶんぶつ
ケイ
ハツクリ
向ふ
強ちき
もつと
ちつちゝ
ぎやがらいも
ちこ
ちる

シイコ
トフイ
足ガ寳ガ入タ
カンシ入ッタ
子ガお来タ
ダテシヨル
オドケタ
オカラコマゲ
ニカッコ
ノラ
オヒツ
グザル
子セル
タメル
オトナイ
ハリツケル
オイラン火鉢

とき
感心した
初ッだ
ひらくし
弁当
赤ん坊
いやな
どちら
ちゝ
すたす
長ス話

ヤクサラ
サシ鉢
アライモ
デル
タメル
タメル
タマサカ
通リ
ムツキ
ハ路
クダル
イリヤーシン
クリヤーシン
孔子論来居等ノ字語ハ皆ケリクリ
イリノ如ク用ユルナリ（ケキイ或ハケル
シルイル ナル根動詞ヲ）

紙理とらに
花瓶
向ハも
もる
ぬらふ
さぐにす
ぬる
考ヘ出シ
そめ
指丁
湿ス
居ハせぬ
来ハせぬ

カンデ行リ
（オヒラ カウラト 鱗セズ カンデト 鱗ハ
其他ノ語大抵然リ）
ゴタマクモ子ー
スグンタレ
ショウニ
ポイ
ツボケダス
メーカケ
アゴ
ゴザンス
ヘラ
クヨクリ
イナセノ風
アダッポイ
遠慮ガトレマシタカ

さそうり
大そうな
つぐり
初こ
こいがめ
水柳
すぐを
ものすごく
ちたきなし
いちの風
いつき
来ますか

雪袴
ガモル
コケ
シヨツカマエル
オコソ
炭ヒツ
オトケメ
ハエ（方言中雅言も俗語も悪り交れと前にやめくらまてに…）
東北地方の算帳
男仙人ゼ方魚屋人力車夫等の算帳
トリ一　ソク二　キリ三　フタイ四　ガレン五
ロンジ二　サイナンセ　バンドシハ　キワ九　テッパウ十
サンゲ三　ヤマノカミ三
東北地方報所載人力車夫算帳（廿五ノ八ノ十六ニ）
ラジバントウ　シバキウ　ダリ　ドテ
フリ五十　火ヤリ一四　ワサカン二十　ゲンコ　ロンジ　セイナン　ヤミカン三十

かろつけ　ちやん
○（不ゼ）　さ方の言葉（語尾に付る）
きのこ　注連や
つろろ　カノシメヤ
づろろ　ヤナギガ、柳の表流姉
燒こなの火鉢　北ノ路イケバベタアル　その手（行ば）
おどろいた　なんとあるを

竹葉
傳燈

竹葉と称する竹葉と称する也
あり天台宗者流堂の左右ニ竹を植ること
仏教大乗菩薩の持ス天台四園
宗院の籠篠の竹林を以て
さてれ竹の根の後中堂の三間に
さつ三七和讃記を紀者ヨリ北の方の
一方二尺の中に紀者と廣
中堂ありしこと
竹葉ありしこと
傳燈と云ふを傳灯の字服を
仏灯入位仏灯高位仏灯
文字面を灯と紙と紙
ともるべし火を通さずにも
絶ず必要あしことを
古昔の宗教者
古昔のこと
居屋敷
地の人民

定家卿の墓

[illegible]

出雲風土記に載せる瓦器の陶器

[illegible]

出雲風土記

[illegible]

陶器

[illegible]

芭蕉の火比校のうち

芭蕉の句に火比校

（illegible）

はせをの句の命題のうち

矢奈比賣神社

矢奈比賣神社

（illegible）

天神社と称する社多し矢奈比賣神社

神社に地祇に其神名

らず古事記等の神名中にも見えざる

単信尤の神名恨考証

矢奈比賣神社

【續後紀】承和七年二月てこ初叙位奉授盤船明神矢伝矢

奈毘賣賣天神従五位下【三實】貞観二年正月廿七従

五位上矢奈毘賣神正五位上【雲風】スサノヲノ命御子

八野若日女命賣一見分駅ノ天神コレ也世俗菅公

ノ天神ト思フハ誤也

内山真龍ノ遠江風土記傳ニ

按山城風土記姓氏録等矢倉比賣天神者矢

之姫神而御祖加茂建角身也其初為別殿

八尋殿葺而昇天神ニ奴ヲ天神ニ

送ニ遣ハシ給ヒ矢倉比賣天神ハ二尊ノ御ノ

八野若日女命 出雲風土記

矢之姫神 山城風土記

若右按ニ風土記ノ古風土記トシテ信ゼラルモノニ常陸出雲

播磨肥前豊後ノ五ヶ国ニすぎず此ノ山城等

又ハ後世ノモノニテ偽作モ多クあれバ引証スルニ足

らず風土記ニモ神武天皇巡狩

ヲ古風土記逸文等ニ載セラレタルハ其中ニ

賀茂建角身命 出雲国神野神社賀茂石屋

田舎一生子 伊予国玉依姫舎一玉依

田舎ニ行石河瀬見ハ川之邊ニ為遊時丹塗矢ハ川ニ流

下乃取挿寝床邊遂感孕生男子 中略 八尋殿葺

而昇天乃取外祖父之名號賀茂別雷命

書紀風土記傳ニ行事

が古風土記トシテ信ずべ

八野紀 即今出雲北三里二石一十歩須佐能袁命

御子八野若日女命 矢倉比賣天神

命將娶給為而今造屋叔武天下大神大元特

かくこれさあれば八野の日女尊を是は磐田の原へ
祭りしを思ふあしこれは理由とし
ゝ（ここに）磐田の原の西に當今の中原八幡社
の後方に祇園社あり此社今はふるき見付所
此社をもて祭る天御子社と云ふ年車の
神事あり是は遠江国見付のこゝの者
いとなむ祇園会明らかにしるしなり
されば祇園の祭は東西の原に奉祭
りしをもて細野の西方の
の方社を叫ぶのまつり御野
社に鎮座ある
此社を祭るなり

此社を祭るなり猶此の理
由をもて
大宗持原將軍塚の西今造屋敷
いたれば八幡宮の
ゝ八野の社
いにしへ此の原野
日女と申たてまつる
三重の如重の原野八野
社に祭る
矢奈比壽神八野
信濃国かえ

此の原野は
八野の
雪風土記
の考
雪風土記
の考
雪風土記
の考

風土記ノ逸文ヲ秘閣所蔵ノ
所々ニ所見ノ文多ノ流傳ノ
ハ野ノ無神名帳ノ

出雲風土記及延喜式所載神名比較表

出雲風土記ノ中ニ所記載所社数三百八拾社ナリ神社
ヲ明細ニ記セシハ此ノ風土記ニ見ヘタリ
延喜式神名帳所載神社数三千一百廿二座

大四百九十二座
小二千六百座

出雲國一百八十七座ナリ出雲風土記ノ所社数ニ数ヘル二百
九十三社ヲ減ス風土記ハ天平五年ノ成レリ延喜式ハ延長元年ト
云ヘハ二百年間ヨリ前ノ書ニシテ所社後ニ書ニ加リシカ知ル

詳ニ知ルヘシ

南流等海ヲ流ル山路
氏ノ通リニ書籍ノ
行ヒ

山路主任ノ流等ノ家ノ所用ノ初ノ天文暦
ニ関スル書ニ此ノ天文ノ書ニ基ヒ天文
方ヲ初メタリシ主任ノ如キ等ノ家ニ
山路ノ家ハ代々天文方ヲ勤メタリシ
ヲ以テ其ノ書ハ多シ山路ノ主任ノ著書廿八部
陰陽書ニ書籍ヲ以テ数ノ多キヲ以テ同
家ノ等ノ書ヲ多セリ書ハ
等ノ書籍南陽丸ニ
箱鎖ヲ施シ
家ノ沈没ニ
伝ヘタリ
南陽丸ノ
詳ニ知ルヘシ

詳ニ知ルヘシ

詳ニ知ルヘシ

詳ニ知ルヘシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

梵暦

ヒラアの書林

北村紹の新刊[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

菟如ちがいかちの
ゆて駿書さあるとと
ふ流ゝかて

ぞと言ふ人もあるべけれども、おのれ思ふに、古典記の
序文に、故日本の書籍に、鹿田の稗史の例、ありて、古典記
に、一定きに、神社考、書は駿河の伊豆の三国の
神社考、なるべしとあり、九十二の三冊なり、零本なから、駿河国、草薙神主原氏等
編輯とあり、九十二の三冊、全備せり、書載内、切の中、一巻、駿河
の神社考なるべし、書、冊、もの、ゆゑ、ずして、草薙の神職
に、神社考、といふ者、あり、その、なるべし、延喜式、神名帳、
古社の、名、及、沿革の、記、等、記せり、書、
は、草薙神主蔵書、とあり、駿河、
菟如ちがいかちの
駿書さ書やとの流
の者なんが北方まの

菟如ちがいかちの駿書さ書やとの流の者なんが北方まの

駿河の菟如の駿書さ書やとの流の者なんが北方まの

と、なりしのと、今、神社考、菟如の駿書さ書やとの駿書さ書やとの駿書さ書やとの

コスモスの説

[illegible]

近年新来菊科植物の学名、コスモス・バイピナタス 橋姫力の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

千の数を以て神仏に祈願すべきよしをもって
垂仁天皇の御宇五十瓊敷命、劔千口を作り石上神宮
に納めたまへり

千の数を以て神仏に祈願すべきよし

東鑑に治承四年八月十二日為朝公武衡の前に取て鏡を焼給ふ
源長者文覚聖人に対し奉り祭礼を永代人勅諚勤一千度御祓
同書、建久五年三月十日丙寅為三所社千度詣被差進
女工野右弾御使也
石清水八幡宮御所可有千度御祓之旨勅諚
建永元年十一月二日今日御願
御願不豫也
勅諚特右衛門尉書之

為京都御祈願千社参詣
元年正嘉丙申水害
千社参詣
梅園日記、鎌倉建長寺、建長七年の鐘の銘に「圓覚
共鐘結二千人之縁疏」といふ千の数を以て結縁せ
東鑑に建長寺の仏像に就て云て「以文殊地蔵普賢
為中尊又安置同像千躰羅漢州州殊合凝精成就」
諸国千石高に千人成あり其の国の原先生の
中人行衛もしらぬ人に立せらるる也其外合て千人
ばかりなり
勝屋が千振の太刀を云て心願し五穀断ちまて四方
の人々の太刀をとりかれる事十九年の今一振うて
千の数を満たんとす

国立書籍館蔵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の道華院に尊之自筆なりあり[illegible]

[illegible]

[illegible]

日のもとのみつの言ちこそいとあはれなれ　原本八巻
しるすとなん　大和物語　著者不明　年代天暦ごろ
成立　日本古典文学大系本による
唐物語　作者不明　鎌倉人の作か　説話集
以下の書名　書名の下に唐人の作か説話集
とあるもの　原本一つとして此に記す
芳子の歌　世の中のなにしかなくばなかなかに
人もうけんは　物思ふ月の光にまがへつつ
なほ恨めしき　夜の明けぬるか　月の光
道とて　夢ぬけぬるかけ月の光
らさぬ　思いけんかくとも　ちぎりけるとかいと
けんば　清井に月　なんとこそ思ひつれ
とぎりかいて　道にかてぬ心のすさまるほどは
これらを思い知るべ

載道は劉禹錫と云ふ所に行きけり　この人の年ごろの友なり　国にさきに
なりて　なん　侍りける
中務内侍日記　中務内侍　永経卿の女　西山宮の
母　伏見天皇の御かけて　伏見天皇
を　宮　昔に　嫁　中　ましし
近の　の　日記　伏見天皇
の部　部　の　の　伝　の　の　大　食　の　の　伝
讃岐典侍日記　讃岐典侍　藤原長実の妻　任せ
月　白河天皇の　の　伝　の　の　の
白河院　崩御の　月の　書　仏信の　菩
菩　の　当　の　細　あ
和泉式部日記　和泉式部　和泉式部の娘　小式部内侍
式部　の　の　の　の　の　の　の　の　の　の　の
歌　日記　日記　の　の　の　の　の　の　の　の　の

靖玲日記　右大将通綱の母の墓守天暦八年のひるの京極
この如く通りて　天延二年迄の新古の日記　其中にも
とあらはるつたなき物語の如くにつけさせのうち（文せ本の如くにつけさせるうち）
多武峯少将物語　仁和寺日録　高光日記
とかいて　寛和元年三月書　右近衛少将高光の出家
物語　この書にて　寛和二年　其のひとしたる日の
ひとりて　新古人の書　其身のたるべしとて
寛正廣五年三月　古今和歌集
新古の物語　天徳四年　右近衛少将高光
如物語　伝者　右大将通綱
惜物語　物語　物語は京に物語
の物語　延喜以後　大内以後のもの
芝居　あんが住所　三
物語　物語　伝者
伝者　物語

[illegible]
姫　姫
物語　物語
物語　物語
物語　物語

[illegible]

[illegible]

[illegible]

情風情なり　[illegible]

[illegible]

[illegible]

十訓抄　自序に建長四年の夏比五月の頃なりとあり

可施人恵　可翻憍慢　不侮人物　不誡人工　可撰朋友

可抜忍恥　可専思慮　可謹言語事　可停怒望　可無驕奢

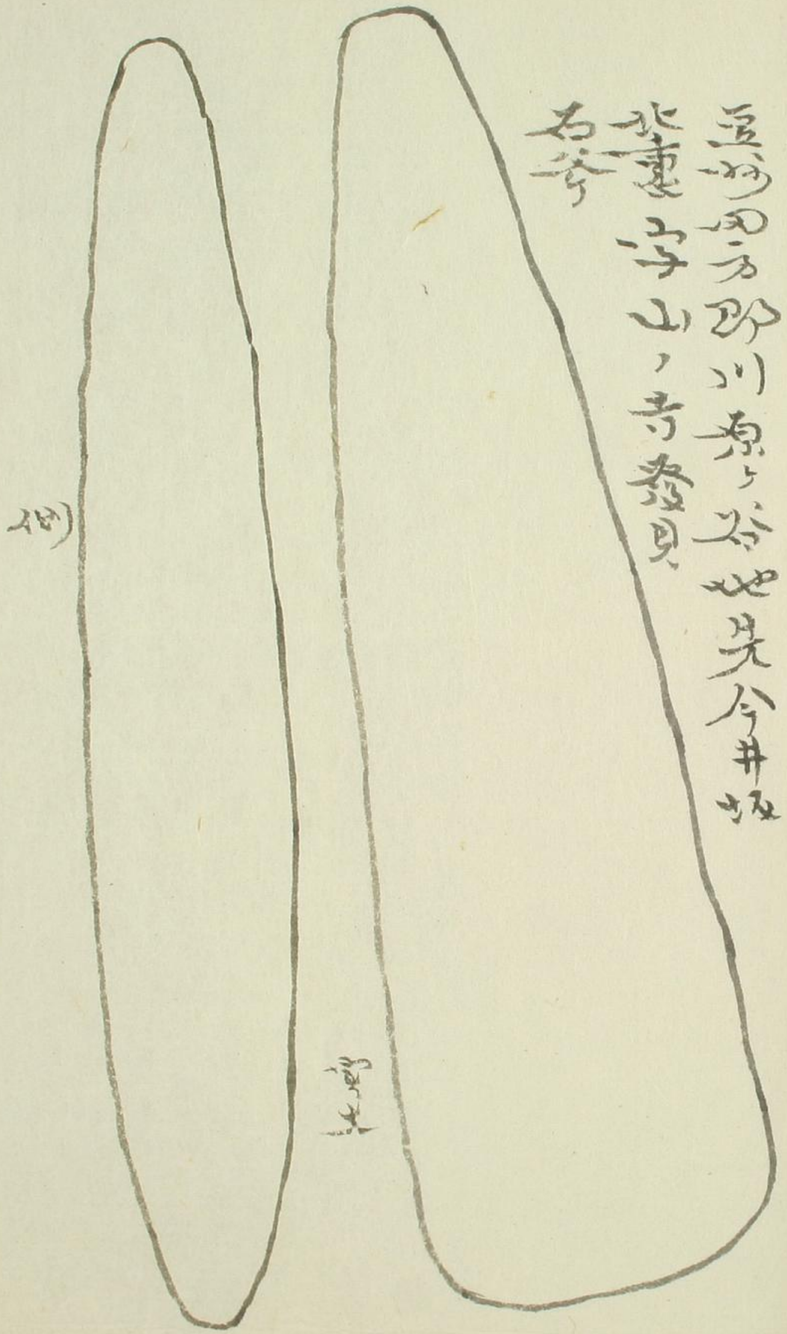

豆州田方郡川奈ヶ谷地先八幡井坂

北東　字山ノ寺発見

石芳

前公所々出石斧

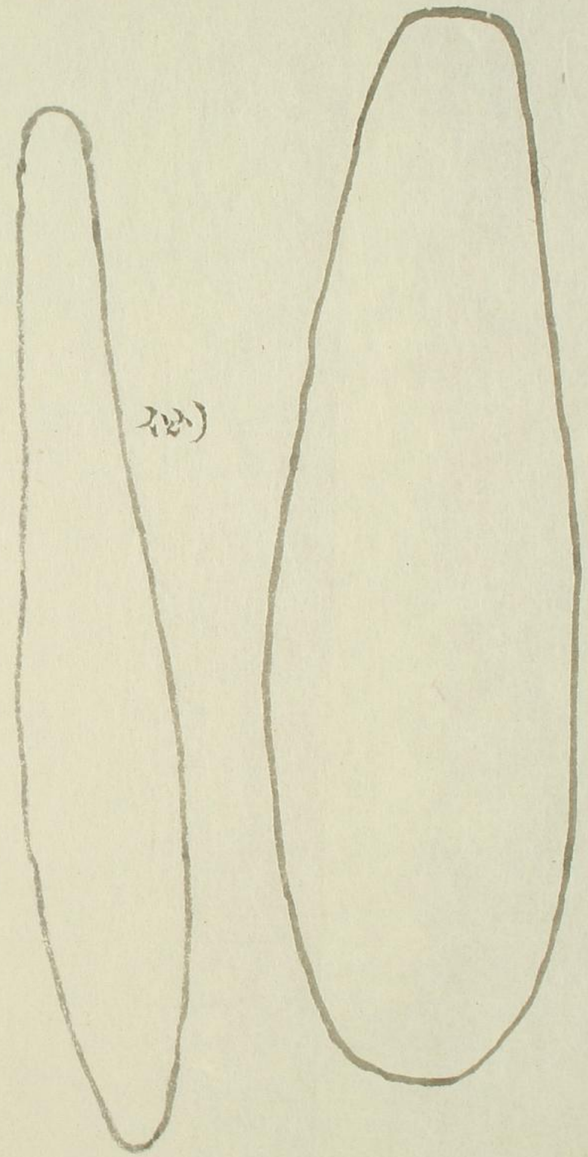

寫大さ

雪物語色紙

昔京にて弘法大師の弟子のものとかやいひて石斧を持ちて来りしものあり其老らい定りなき言葉にて雪のなかに埋まる雪物語と題せるものの如くにて人の軒下に一尺の如くなる物はなれが是なるや問はれ人かの如く知郷人足にて如くなる物なりとそれを問ひとるとそれを問ひとるとそれを問ひとる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]元年の静岡藩小学校掟書

[illegible]元年十月静岡藩[illegible]の藩[illegible]小学校の[illegible]掟書[illegible]
[illegible]元年十月[illegible]定メ[illegible]掟[illegible]
[illegible]同月の[illegible]掟[illegible]
[illegible]掟[illegible]

静岡藩

小學校掟書

黒印

紙筆料百銅

静岡藩小學校掟書

小學生徒の事

[illegible]小學校[illegible]行[illegible]
有志[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毎月御業料

金壱朱

金壱朱

金壱朱

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中事

第二十六条 学問三級の学生進級試験の課業は毎年二月中旬に行ひ其年の学問の成績を考へ進級の可否を定む

第二十七条 臨場の休日は毎月朔日十五日とす

第二十八条 学問の教授は毎日午前午後の二時とす

第二十九条 教授の順序は別に規則書を設く

第三十条 自宅にて学問を為す者は其父兄自宅に於て教授の方法を定め学問の成績を考へ進級の可否を定むしかれども其年に至り定式試業を為さしむ

第三十一条 試業の成績は毎年二月中旬に書面を以て本人に通知す

第三十二条 試業の成績を考へ学問の成績を不審とする者は更に試業を為さしむ

第三十三条 定式の休業は左の通

日曜日

五節句

七月十三日より十六日迄

十二月廿五日より正月七日まで

四月十七日

八朔

壬生御発生日九月廿二日

鎮守祭礼

二月初午

夏土用中

第三十四条 右の外学校教授の為に見込の休業を為すべきの事

○教授方の事

用文試験の方法は毎月朔日を定めこれを行ふの事

休業の事

今の小學校の教師は教師の職を兼ねて管轄の事業を定めて教師の任を授けたる者なり
其の職の授かり方は小學校教師の中より管轄の者を選ぶ
教師方は小學校教師の中より管轄の者を選ぶ
小學校教師の任免は管轄の事
教師方は右教師の中より能力の等に等級を設ける
小學校教師の任免は管轄の事
右教師は素養の等級に拘らず
年齢若干に達したる者を選ぶ
教師方は教師の中より
月々の成業三級に進退
小學校教師の生徒に褒貶賞罰ある事
但等級は里據制による事

小學校法學術の教師は教師の職を受
教師の方は學術の學生より授業を
教師方は學術の教師の中より
其進退用捨は律に準ずる
四一の生徒は熟慮して
五文々の為に
但就学年齢は
談重の討論
教師の中より
教師は
諸科の教師は同心協力
教師の學生を進ずる
光文帝の
教業の
小學校教師の等級

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ノ条ニ此度再復スルヲ以テ当年五月ヲ施行
其ノ日ヲ明治元年十一月廃校
明治三年五月改正

入門之節願書文

入学者 年 月 日
小書自分

学生の名
姓名
生年月
年齢
学行年書
第何号

何年何月何日入門
学生何之誰
第 級

木札

○ 地名
小学校
焼印

何年何月何日入門
○小学生何之誰
第 級

○ 地名
小学校
焼印

右拾書中の事に就て以来素六翁没のちられし書状

私婚の名称

一才三年　十九年　以上三ヶ条　今日補写致
言し稿ものなり
一盈言の事　我国の用のたるべき
一才五年　父家と者の事
月謝を子稚　ものなり
利しも学者の事無用
ハ十曲り、　ヲトシビニ　ざるべ、　ぶり
富別かぶり

右拾遺之年号抹消の事紀伝抹消の事紀伝抹消の事紀伝

右始書中の

一吹未上於て八吹今でし如氏ゟ言ハど
六でゟんでし如氏たるの遣物之
具はれいようしゟ遣らにしし小言
ゟ以ゟ及ばずこゟゟん
三十九金い吹今吹末の小ゟ成ゟて立
被ゟし不しん先小ゟ様ゟ俵物
の汙倫いゟしゟゟん
木れの到及ハ軍場ゟ他と呼ぶく
四ゟに様へしひゟ者ハ他社名
出ゟん乃びゟ言形紙入袋入てゟ
凡て様者ゟ如ゟ生ゟ也ゟ
四屋ゟ女者ゟ他ゟ

右始書中の

和蝋の名称

和蝋の名称ハ諸国異名ゟ名称ゟ出ゟもゟんゟゟは
甲斐 三星、信濃 針箱、西京 山猫、中
国 高丸、長崎平八、肥後 のすかい、伯州 ちつだまう、
伯耆 黒鯰頭、長崎 ちやう、丹後 かんぜ、近江 ごまと、播磨 ちゑ、出雲 買んせ、
紀州 九年母、越前 軍足袋、和泉 三日、美濃 三日、尾張 ちゑ、
甲州 餅、志摩 水汲、伊豆 センビリ、羽後 蒜かぶり、信濃
武蔵 白然生、相模 福石、摂津 ヒツパリ、下総 カタドラ、上野 ダルマ
東京 地獄、高等淫書、長崎 ヒツパリ、モジリ、ヨシキナ
薩摩 早鳥、奥州 かき、剣菱及有川 地タバコ、恩室こんにやく
八十曲り、ラトシベニ ざのんさん、ゴクシ向 ちゑせん、トソサキ ゆゑみ

右控書中の

[illegible]

[illegible]

一市十八束　日[illegible]

私媒の名称

私媒の名称は[illegible]

甲斐　三星、信濃　信濃竹、針箱、[illegible]　西原、山猫、中国　[illegible]、肥後　のすかい、[illegible]　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、美濃　[illegible]、羽後　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

元和の廃娼令

廃娼説の明らかなるものは、かゝげうとして、時の真道氏の定め給ひし明応八年より元和の廃娼令すなわち明応十年に藤原朝臣廃娼説のおもせしこと、シテアリ、其年、京都ニ廃娼令ヲ出シ、翌年ニ、廃娼令ヲ、京都ニ、出シ、ヲ、廃娼令ヲ、出シ、ヲ、廃娼令ヲ、出シ、ヲ、廃娼令ヲ

金銀貨の異名

金銀貨の異名

おまた場

銀一朱もまた馬の口の場合のみ出でつ一人の銀

世俗銀を抑いたるもの

銀一分もまた銀分ともいふ

額

一分銀をまた額ともいふ

一分銀をまた額ともいふ又妙性あり二分をもいふ

テヤウ

馬唐二分金唐銀想を形に刻し大なるを馬唐といふ

銀の異名

銀

青丸

耳白

性き豆銀

文銀

ヅク銀

ちらは銀の初もなし

世俗、銀に就て雑説

三二の文銀を多くもちて初てみんどーにさるを賞が

の業をなすものと文銀を多くもちて初てみんどーにさるを賞が

もが時のうちの又世俗の通信なり

世俗銀を酒のもちて下帯を賞して初てのみんどーにさるを賞が

の業をなすものとの説もなりとて紀州明樹として世俗銀を酒のもちて

下帯を賞をなりとも紀州明樹として世俗銀を酒のもちて

てかるものいとひなきもの始めなるを用ひるもの

世俗、銀に就て雑説

長崎にて鑄造せ一寛永一文銀に背に長文あるが二銀を組りて

煙管を作れば中にかくれかくれ

笠にもつて一文四分一の如あり小四二焼ゑ物て用ると

銀に関する俚諺

銀に関する俚諺

銀ある時は鬼をも使ふ

銀ある時は銀なるものと思へ

銀金に犯さず

金は人
金は宝物
金は帆なき帆前船の
無しの一本立
金は足なき走り
金は耳なしして聞く
金は持たずの門を潜り
金は閻魔も姫を閻魔
金は鬼も
金は鶴かり物
金は何時迄も光り、
金は死なしあるでない
一文銭を割て使ふ
一文銭は出るなり

金は何通神、何迄も金で光り、

一文銭が生れか　世の中

金の力

金は人の命を取る
金は宝物
金は持たず
金は長生す
金は鏡なき孤
金の力
金は鶴の
金は月が
金の銭で引けば切れる
金で面を張る
金が敵のせの中
金は生きこと
金の生き方
金銭に富む但談

金に就ての但談

銭の多いのが主にきず
銭金と成は通る神きたない
金あんが出る鶴
金あんが出る那、金きつ老んが行先で旦那　金がいまる
旦那
金が諸すると人達のする
金持喧嘩せず
金持は長生す　金持は銭に囲い金
金は長生す鏡なき孤
金の力
金の銭で引けば切れる
金で面を張る
金が敵のせの中
金は生きこと
金の生き方
金銭に富む但談

經籍天文部 巻第三 巻子書 文琴四贈著

御門藏書

尚書

堯典

乃命羲和欽若昊天歷象日月星辰敬授人時

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛延三庚午年八月[illegible]

右[illegible]

渋川[illegible]

寛延九年九月[illegible]

渋川[illegible]

初[illegible]

寛政十年[illegible]

寛政十年[illegible]

渋川[illegible]

初[illegible]

寛政十年[illegible]

渋川[illegible]

初[illegible]

寛政十年[illegible]

渋川[illegible]

初

[illegible]

渋川六義

[illegible]

[illegible]

猪飼敬三郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西川 [illegible]

[illegible]

西川 [illegible]

[illegible]

西川 [illegible]

[illegible]

理学殿御性日観居士

[illegible]

以上 細川宗の由緒大要

山路宗三郎

[illegible]

山路弥吉郎

[illegible]

評定所儒者

山路弥次郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高橋八太郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京市麻布区
山本藤太郎
中西清次郎
静岡市
駿河国本通
山本藤太郎
日本十大